


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成29年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、東大和市税条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>固定資産税・都市計画税について、以下の改正を行う。</p> <p>① 災害に関する税制上の軽減措置の常設化</p> <p>② 保育事業の用に供する固定資産に係る税額の軽減措置（わがまち特例）の導入</p> <p>(2) 施行日 公布の日 (一部の改正規定については、平成31年1月1日)</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① については、被災者の税負担を軽減することができる。</p> <p>② については、保育の受け皿の整備促進に効果がある。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成29年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。